



第1編 通則

第9章 監督等

(計画の届出を要しない仮設の建設物等)

第84条の2 法第88条第1項の厚生労働省令で定める仮設の建設物又は機械等は、次に該当する建設物又は機械等で、6月未満の期間で廃止するもの(高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上の架設通路又はつり足場、張出し足場若しくは高さ10メートル以上の構造の足場にあつては、組立てから解体までの期間が60日未満のもの)とする。

- 1 その内部に設ける機械等の原動機の定格出力の合計が2.2キロワット未満である建設物
- 2 原動機の定格出力が1.5キロワット未満である機械等(法第37条第1項の特定機械等を除く。次号及び第89条第1号において同じ。)
- 3 別表第6の2に掲げる業務を行なわない建設物又は機械等

(計画の届出等)

第85条 法第88条第1項の規定による届出をしようとする者は、様式第20号による届書に次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 1 事業場の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
 - 2 敷地内の建設物及び主要な機械等の配置を示す図面
 - 3 原材料又は製品の取扱い、製造等の作業の方法の概要を記載した書面
 - 4 建築物(前号の作業を行うものに限る。)の各階の平面図及び断面図並びにその内部の主要な機械等の配置及び概要を示す書面又は図面
 - 5 前号の建築物その他の作業場における労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
2. 建設物又は機械等の一部を設置し、移転し、又は変更しようとするときは、前項の規定による届出は、その部分についてのみ行なえば足りるものとする。

第86条 別表第7の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更



しようとする事業者が法第 88 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、様式第 20 号による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をする場合における前条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

1 建設物又は他の機械等とあわせて別表第 7 の上欄に掲げる機械等について法第 88 条第 1 項の規定による届出をしようとする場合にあっては、前条第 1

項に規定する届書及び書類の記載事項のうち前項に規定する届書又は書面若しくは図面等の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

2 別表第 7 の上欄に掲げる機械等のみについて法第 88 条第 1 項の規定による届出をする場合にあっては、前条第 1 項の規定は適用しないものとする。

(計画の届出をすべき機械等)

第 88 条 法第 88 条第 2 項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第 7 の上欄に掲げる機械等(同表の 21 の項の上欄に掲げる機械等にあっては放射線装置に限る。次項において同じ。)とする。

2 第 86 条第 1 項の規定は、別表第 7 の上欄に掲げる機械等について法第 88 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による届出をする場合に準用する。

3 特化則第 49 条第 1 項の規定による申請をした者が行う特定化学設備等の設置については、法第 88 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による届出は要しないものとする。

第 89 条 法第 88 条第 2 項において準用する同条第 1 項の厚生労働省令で定める仮設の機械等は、次のとおりとする。

1 機械集材装置、運材索道(架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ。) 架設通路及び足場以外の機械等(令第 6 条第 14 号の型わく支保工(以下「型わく支保工」という。)を除く。)で、6 月未満の期間で廃止するもの



- 2 機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が60日未満のもの
(仕事の範囲)

第89条の2 法第88条第3項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

- 1 高さが300メートル以上の塔の建設の仕事
- 2 堤高(基礎地盤から堤頂までの高さをいう。)が150メートル以上のダムの建設の仕事
- 3 最大支間500メートル(つり橋にあっては、1000メートル)以上の橋梁の建設の仕事
- 4 長さが3000メートル以上のずい道等の建設の仕事
- 5 長さが1000メートル以上3000メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが50メートル以上のたて坑(通路として使用されるものに限る。)の掘削を伴うもの
- 6 ゲージ圧力が0.3メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事

第90条 法第88条第四項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

- 1 高さ31メートルを超える建築物又は工作物(橋梁を除く。)の建設、改造、解体又は破壊(以下「建設等」という。)の仕事
- 2 最大支間50メートル以上の橋梁の建設等の仕事
- 2の2 最大支間30メートル以上50メートル未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事(第18条の2の場所において行われるものに限る。)
- 3 ずい道等の建設等の仕事(ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。)
- 4 掘削の高さ又は深さが10メートル以上である地山の掘削(ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。)の作業(掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。)を行う仕事
- 5 圧気工法による作業を行う仕事
- 5の2 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物(第293条において「耐火建築物」という。)又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(第293条において「準耐火建築物」という。)で、石綿等(石綿則第2条に規定する石綿等をいう。以下同じ。)が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事



5の3 ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が2平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事

6 掘削の高さ又は深さが10メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

7 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

（建設業に係る計画の届出）

第91条 建設業に属する事業の仕事について法第88条第3項の規定による届出をしようとする者は、様式第21号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあっては圧気工法作業摘要書（様式第21号の2）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合には、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

1 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

2 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面

3 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面

4 工法の概要を示す書面又は図面

5 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

6 工程表

2. 前項の規定は、法第88条第4項の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。